

令和7年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(9 月 8 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	1
---	--	---

1 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年神奈川県条例第 44 号）新旧対照表

改 正	現 行
（入居申込者に対する説明、契約等） 第13条 （略） 2～6 （略） 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 （1） （略） （2） <u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法</u> 8～11 （略）	（入居申込者に対する説明、契約等） 第13条 （略） 2～6 （略） 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第10項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第2項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。 （1） （略） （2） <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> _____をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法 8～11 （略）